

令和2年9月18日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、8月31日に委員会を開催し、慎重な審査を行った要旨について会議規則第110条の規定により報告します

記

第55号議案 古賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. この条例改正は、内閣府令で示している幼児教育・保育の無償化に伴う基準の改正を受けて行うものである。
2. 特定子ども・子育て支援施設は、新制度未移行幼稚園、届出保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等のこと。特定教育・保育施設は、認可保育所、認定こども園。特定地域型保育事業は、小規模保育施設のことである。
3. 条例は幼児教育・保育の無償化の実施とともに改正することも可能であったが、内閣府令で1年間の経過期間を設けることができることになっており、内閣府令による運用基準が古賀市の運用基準にとって問題がないかということを経過期間で確認したので今回改正案の提案となった。
4. 指導監査について、特定子ども・子育て支援施設の基準は内閣府令の基準に従うことになっているので、この経過期間を設けたことによる支障はない。

【意見】

・なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 70 号議案 財産の取得について

古賀市立小・中学校学習者及び指導者用端末機購入に伴い、一般競争入札により購入の相手方を定めたが、その者から購入するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 入札の結果の辞退と無効について、申込み後に物品を期間内に揃えることが困難になったことによる辞退と、入札の書類に誤りがあり無効となったもの。
2. Chrome Book を採用した理由は 3 点。1 点目は、Chrome Book 自体が教育機関用に重点化され、無駄なソフトや不要なアプリケーション等を省いた学校で使いやすいものになっていること、2 点目は、安価であること、3 点目は、クラウドの利用での無制限のデータ保管、記録ができ、非常時には家庭の端末とつなぐことができるよう考えていることなど、機能面、価格面、教育用の活用の利便性が高いことによるもの。
3. 1 台の価格は、約 3 万 7,000 円。これは本体価格だけでなく、搭載されるアプリケーションソフトが教育機関についてはセキュリティーソフト以外が無償で、ライセンス料及び設定費用も含まれているとのこと。セキュリティーは一括管理で外部から侵入されることはないとの説明を受けているとのこと。
4. 転勤、転校があっても対応できるよう、糟屋地区の 1 市 7 町においては Chrome Book で導入することを申し合わせている。
5. 取得台数 5,617 台の根拠は、令和 2 年度における小・中学校の児童生徒数に合わせている。更新については 5 年更新の想定で対応を進めている。
6. 中学 3 年生の学校別台数は、古賀中学校 201 台、古賀北中学校 183 台、古賀東中学校 129 台。
7. 糟屋地区が Chrome Book で統一を決定したのは 5 月 26 日、市内中学校 3 年生へ貸与するタブレット端末の受注業者決定が 5 月 28 日。春の段階で Chrome Book の導入が難しく、新型コロナウイルス感染症の第 2 波の対応のために先に市内中学校 3 年生へ貸与するタブレット端末の対応をした。
8. 今回購入のパソコン端末に市内中学校 3 年生へ貸与するタブレット端末で活用する学習支援ソフトを搭載することは可能であるが、使う用途や目的、機能に違いがあり、今回購入のパソコン端末は家庭学習支援の目的ではなく、学校での主体的・対話的で深い学びのための機能に重点を置いているもの。

【意見】

- ・全国的に進める GIGA スクール構想に基づき、全ての児童生徒に 1 人 1 台のパソコン端末を配備するもので、新型コロナウイルス感染症対応、効果的な教育環境の整備のための財産取得であること。配備計画期間を 4 年から 1 年に繰り上げる背景にコロナ禍の学習環境の保障もあるため、オンライン授業の対応を含め、自宅での学習に活用できる対応を望み、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。